

令和4年第4回川西町 議会臨時会会議録

令和4年8月9日 火曜日 午前9時30分開議

議長 鈴木 幸 廣 副議長 寒河江 司

出席議員（12名）

1番 井上 晃一 君	2番 遠藤 明子 君
3番 渡部 秀一 君	4番 吉村 徹 君
5番 島 貫 偕 君	6番 伊藤 寿郎 君
7番 伊藤 進 君	8番 神村 建二 君
10番 淀 秀夫 君	11番 高橋 輝行 君
13番 寒河江 司 君	14番 鈴木 幸廣 君

欠席議員（1名）

9番 橋本 欣一 君

説明のため出席した者

町 長 原田 俊二 君	教 育 長 小林 英喜 君
総務課長 大滝 治則 君	安全安心課長 後藤 哲雄 君
財政課長 坂野 成昭 君	まちづくり課長 安部 博之 君
政策推進課長 遠藤 準一 君	会計管理者・ 税務会計課長 有坂 強志 君
住民課長 近 祐子 君	福祉介護課長 原田 智和 君
健康子育て課長 小林 俊一 君	産業振興課長 井上 憲也 君
農地林務課長・ 農業委員会 事務局 長 内谷 新悟 君	地域整備課長 奥村 正隆 君
教育文化課長 金子 征美 君	農業委員会 会 長 大沼 藤一 君
監査委員 嶋 貫 榮次 君	財政主査 石田 英之 君

事務局職員出席者

議会事務局長 大友 勝 治

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 査 中 山 恵

議 事 日 程 (第 1 号)

令和4年8月9日 火曜日 午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 副議長の選挙

日程第 4 議第53号 字の区域及び名称の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

日程の追加

追加日程第1 議席の一部変更

◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方は1名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回川西町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

3番渡部秀一君、4番寒河江 司君、ご両名にお願いいたします。

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(午前 9時32分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前 9時41分)

◎副議長の選挙

○議長 日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、川西町議会運用例第4章第1項の規定により、投票によって行います。

議場の出入口の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長 ただいまの出席議員数は12人であります。

次に、立会人を指名いたします。

川西町議会会議規則第32条第2項の規定によって、開票の立会人に、5番吉村 徹君及び6番島貫 偕君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(なし)

○議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票記載台を設置いたします。

(投票記載台設置)

○議長 大友事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次、投票記載台において被選挙人の氏名を記載の上、投票を願います。

点呼を命じます。

(氏名点呼により投票)

○議長 投票漏れはありませんか。

(な し)

○議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票記載台を撤去いたします。

(投票記載台撤去)

○議長 開票を行います。

吉村 徹君及び島貫 偕君は、開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票

うち有効投票 11票

無効投票 1票であります。

有効投票中

寒河江 司 君 7票

淀 秀 夫 君 4票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、地方自治法第118条第1項において準用する公職選挙法第95条第1項の規定により3票であります。

よって、有効投票の最多数を得た寒河江 司君が副議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長 ただいま副議長に当選されました寒河江 司君が議場におられますので、川西町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎副議長当選のあいさつ

○議長 寒河江 司君、副議長当選の承諾並びにごあいさつを、演壇に登壇の上、お願いいたします。

寒河江 司君。

(4番 寒河江 司君 登壇)

○4番 皆様方にご支持をいただき、誠にありがとうございました。

一生懸命頑張ります。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

◎議席の一部変更

○議長 副議長の選挙に伴い、この際、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議席の一部変更を行います。

川西町議会会議規則第4条第3項の規定により、本職より変更をいたします。

川西町議会運用例第1章第9項の規定により、副議長の議席は最終2番とされておりますので、副議長の寒河江 司君の議席は13番に、吉村 徹君は4番の議席に、島貫 偕君は5番の議席に、伊藤寿郎君は6番の議席にご移動をお願いいたします。

(議席の移動)

○議長 暫時休憩いたします。

(午前10時04分)

○議長 会議を再開いたします。

(午前10時06分)

◎議第53号 字の区域及び名称の変更について

日程第4、議第53号 字の区域及び名称の変更について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議いただくことといたしましたので、ご了承を願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第53号 字の区域及び名称の変更についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、川西町メディカルタウン定住促進宅地整備事業の実施に伴い、従来の字界を変更する必要があるため提案するものであります。

内容につきまして、遠藤政策推進課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 命によりまして、私のほうから議第53号 字の区域及び名称の変更について

ご説明申し上げます。

地方自治法第260条第1項の規定により、本町の字の区域及び名称を別紙調書のとおり変更するものであります。

本日付提出、町長名でございます。

おめくりいただきまして、変更調書をご覧いただきたいと存じます。

変更調書、大字は、西大塚、字、横道三、地番、1638-8、1638-11。

上記の区域を大字西大塚字横道に変更するものでございます。

お手元にお配りしております別冊議第53号資料をご覧いただきたいと存じます。

字の区域及び名称の変更についての概要でございます。

1、字界を変更する目的。

分譲する17区画中4区画に字界の錯綜があり、宅地購入者の公平性・利便性を確保するために変更するものでございます。

購入者が購入後の資産の取得費等の増大と管理の煩雑化などを解消するためでございます。

2、変更する字界。

変更前が、大字西大塚字横道三。

変更後が、大字西大塚字横道でございます。

3、字界図でございますが、分譲区画図の中に示してございます。

分譲区画図中で黄色い部分が17区画、これが宅地整備事業として分譲する区画でございます。その中の4区画に青塗りになっているこの部分について変更するものでございます。この青の部分が字横道三でありまして、これを黄色の部分と変更するという事で、字横道にする内容でございます。

次にはページにつきましては、字界の変更位置図を添付してございます。

最後、A3版でございますが、ただいまご説明申し上げました字界変更図の拡大版でございますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長 以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

これをもって、令和4年第4回川西町議会臨時会を閉会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午前10時11分)